

答 申 書
(答 申 第 250 号)
平成 29 年 9 月 4 日

1 審査会の結論

NPO法人〇〇〇に係る相談文書等を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、「NPO法人〇〇〇に対して指導した記録文書、設立以降の記録すべて、相談内容のわかる文章」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして平成29年2月20日付け渡環生第3745号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、条例の趣旨に基づき、道政の開かれた、また、公開性を高め道民参加の促進を進めるためにも、文書の公開を求めるとして本件処分の変更を求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、情報公開の推進、重要性は十分認識してはいるが、本件公文書に記録されている情報は、法人の内部管理上の事項及び社会的評価に関する情報であり、開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当すると主張する。

ウ そこで、当審査会として、本件公文書の内容を具体的に見分し、2号情報の該当性について判断する。

まず、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は、当該NPO法人が〇〇〇市から〇〇〇の委託を受けた経緯や問題点など法人の社会的評価に関する情報が記載されており、2号情報に該当すると認められる。

次に、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は法人の定款変更の必要性、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は理事の兼業に関する見解が記載されており、法人の内部管理上の事項に当たるため、2号情報に該当すると認められる。

最後に、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は法人の登記上の問題点の相談、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は、法人の総会の運営方法及び内部組織に関する相談、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は総会開催における組織体制の相談、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇」は、総会の事業報告に関する相談であり、法人の内部管理上の事項及び社会的評価に関する情報に当たるため、2号情報に該当す

ると認められる。

従って、本件開示請求の対象公文書については、当該NPO法人に係る内部管理上の事項及び社会的評価に関する情報であり、開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため2号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年5月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号 555） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書非開示決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し、(8)対象公文書の写し）の提出
平成29年5月18日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成29年7月7日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年8月2日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年8月22日 （第91回審査会）	○ 答申案審議
平成29年9月4日	○ 答申